

1. 件名：「三菱重工業（株） 特定兼用キャスクの設計の型式証明申請に関する事業者ヒアリング【12】」

2. 日時：令和3年2月24日 13時30分～16時10分

3. 場所：原子力規制庁 9C階会議室

4. 出席者：

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

岩田安全管理調査官、立元管理官補佐、中野上席安全審査官、深堀上席安全審査官、松野上席安全審査官、石井主任安全審査官、田澤審査チーム員

（核燃料施設審査部門）

山後安全審査専門職

三菱重工業株式会社：

原子力セグメント 機器設計部 主席プロジェクト統括 他2名

5. 要旨

（1）三菱重工業株式会社（以下「MHI」という。）から、発電用原子炉施設に係る特定機器である特定兼用キャスクの設計の型式証明申請について、本日のヒアリングにおいて提出のあった資料に基づき、説明があった。

（2）これに対し、原子力規制庁は事実確認等を行い、以下の点について詳細な説明を求めるとともに、引き続き申請内容を確認することとした。

（地震）

○耐震性に関する基準適合性に関して、事業所外運搬規則に規定される0.3m落下時にキャスクに生じる衝撃加速度に対して小さいとの既往の落下試験の知見を引用して示すとの説明方針について、設置許可基準規則第4条への基準適合性の説明として適切であるかどうか再検討して説明すること。

（遮蔽機能）

○遮蔽解析に用いる三次元輸送計算コードMCNP5について、当該コードの位置付けを明確にした上で、設計方針として示す事項を整理し、説明すること。その設計方針の成立性の見通しについては、今後、特定兼用キャスクの使用に係る発電用原子炉施設の設置（変更）許可申請手続、設計及び工事の計画の申請手続等が必要となることを踏まえて説明対象範囲を整理し、説明すること。

（長期健全性）

○長期健全性に関する基準適合性について、経年劣化の考慮に係る具体的な内容を設計方針として記載し、その設計方針の成立性を見通しを具体的に説明すること。  
○緩衝体の緩衝材（木材）の長期健全性について、長時間100℃から200℃程度で加熱された場合に生じる熱分解による影響を具体的に説明すること。

（3）MHIから、了解した旨回答があった。

なお、事業者から対面での面談開催の希望があったため、「新型コロナウイルス感染症対策に係る原子力規制委員会の対応の一部変更について」（令和2年6月24日第12回原子力規制委員会配付資料）に基づき、対面で実施した。

## 6. その他

提出資料：

資料 1-1 設置許可基準規則への適合性について（第 3 条・第 4 条・第 16 条関連）

資料 1-2 補足説明資料 16-6 16 条 材料・構造健全性（長期健全性）に関する説明資料

資料 1-3 補足説明資料 3 条 設計基準対象施設の地盤、及び 4 条 地震による損傷防止

資料 1-4 補足説明資料 4-1 地震に対する安全機能維持に関する説明資料

資料 1-5 補足説明資料 16-3 16 条 遮蔽機能に関する説明資料

以上